

常任委員会

Q & A

Q フルタイム会計年度任用職員とは。

A 令和2年4月から一般職非常勤職員等が全国的に統一された制度に基づく任用形態へ移行します。常勤職員と同様にフルタイムで勤務する方がフルタイム会計年度任用職員、短時間勤務の方をパートタイム会計年度任用職員といいます。

Q 現在雇用している一般職非常勤職員等の人数とその内訳は。

A 一般職非常勤職員が30名、臨時職員・嘱託職員が12名、合計42名です。

Q 各種協議会や委員会の委員報酬の日額が、低いものでは6,400円、高いものでは15,000円となっているが、開催する時間の関係上の違いなのか。

A 審議内容により弁護士や臨床心理士など専門の方が委員になる委員会もあるため違うものです。

Q 印鑑登録を受けることができない者として、15歳未満の者とあるが、15歳以上の未成年の方が印鑑登録をするにあたって、保護者の同意は必要なのか。

A 保護者の同意がなくても印鑑登録はできます。

Q 五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例で、

事業者は設置事業に着手する日の60日前までに、規則で定める事項を届け出て、町長と協議しなければならないとあるが、60日という日数は町で設定したのか。

A 関係法令の調整等、期間を要しますので町で設定いたしました。

Q 五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の施行は令和2年4月1日からであるが、施行までの期間に申請の駆け込み等があるかと思う。茨城県のガイドラインも踏まえて、町の方で確認、周知等を行っていただきたいと考えるが。

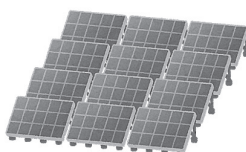
A 国のシステムにより申請、認定状況の確認をしており、9月以降に町内で認定された件数は5件、申請中は5件です。周知期間は3ヶ月間を設け、すでに認定を受けているものについては、電話連絡にて周知を行っていく予定です。

Q 太陽光発電設備の設置申請が通った後、工事完了までの期日は設けているのか。

A 事業者の計画に基づいて行っていただきますので、期日は設けていません。

Q 現在の太陽光発電設備の認定状況及びその場所は。

A 認定されている5件のうち、屋根設置型が1件、場所は大福田です。地上設置型が4件で幸主が1件、川妻が3件です。いずれも50KW未満の発電施設です。



Q マイナンバーカード支援業務委託として150万円の追加補正をするということであるが、当町のマイナンバーカード交付状況はかなり進んでいると思っているが。

A 国において、さらに交付率を高めるため、マイナンバーカードを使ったポイント還元事業を展開する予定となっており、そのための委託料の追加です。

Q 道の駅直売所の動線確保を図る商品陳列棚の購入費として91万6千円を追加計上しているが、動線確保等の改善に向けた努力や備品の購入については、委託されている農協の方で用意等をしていくことが必要であると思うが。

A 役場、五霞まちづくり交流センター、農協の直売所職員での話し合いにより、試験的に新たな陳列棚を導入してみ、それが有効であれば今後、農協での導入をベースに購入を考えていく予定です。



Q 南部水処理センター汚水制御盤の不具合による更新工事で、1,050万円の追加補正ということであるが、制御盤の耐用年数は。また、町として今までに故障や老朽化した場合の対応はなかったのか。

A 耐用年数は5年～10年ですが、当該制御盤は19年を経過しています。これまでは、代用品があれば交換し、修理等に対応してきましたが、代用品等の生産が終了したことに伴い、更新するものです。